

答 申

第1 審査会の結論

岐阜県警察本部長（以下「実施機関」という。）が行った、公文書部分公開決定は妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書の公開請求

審査請求人は、岐阜県情報公開条例（平成12年岐阜県条例第56号。以下「条例」という。）第11条第1項の規定に基づき、平成23年10月6日付けで実施機関に対し「審査の申請（3件）にかかる裁決について（その質問に対する回答と説明の文書で平成21年3月11日付岐阜県警察本部長の裁決書（留管第213号）に記載されている「その質問に対する回答と説明」の文書）」についての公開請求を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、対象公文書として、特定個人が刑事収容施設及び被収容者の処遇に関する法律（平成17年法律第50号。以下「刑事収容施設法」という。）に基づき提起した審査の申請に対する裁決書の決裁に際して作成された「審査の申請（3件）にかかる裁決について」（以下「本件対象公文書」という。）を特定し、平成23年10月21日付け留管第983号で公文書部分公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

実施機関は、本件処分において、申立人の氏名及び年齢、留置施設名、逮捕日に関する情報が条例第6条第1号に該当するとして非公開とした（以下、これらの部分を「本件非公開部分」という。）。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、平成23年11月2日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定に基づき、実施機関の上級行政庁である岐阜県公安委員会（以下「諮問庁」という。）に対して審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件処分の取消しを求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書において主張する審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

本件対象公文書は条例第8条に基づく、公益上の理由による裁量的公開が相当である。

審査請求人が収容されていた特定警察署では、その当時、私費による新聞購入が禁止されていたので、平成21年2月13日に同署の留置管理課係長に「中日新聞を購入できるのか」と聞いたら、同係長は「新聞の購入はできない」旨回答した。

そこで審査請求人は、同年3月1日、処分庁に対し、刑事収容施設法第229条に基づく審査の申請を行った。この「審査申請書」の「処分があったことを知った日」欄には「平成21年2月13日」と記載した。

ところが、当該審査の申請に対する裁決の決裁用文書である本件対象公文書には、留置担当者とのやりとりがあった日を「2月17日」と記載されていた。

すなわち、本件対象公文書は内容虚偽の偽造公文書である。

よって、本件対象公文書は警察の不祥事を暴くための重要な文書であるから、条例第8条に基づく、公益上の理由による裁量的公開が相当であるので、本件処分は取り消されるべきである。

なお、本件対象公文書は「虚偽公文書作成」の罪で岐阜地方検察庁に告訴する際の証拠書類なので「公益上」の理由があることは明白である。

第4 諮問庁の主張

諮問庁が公開決定等理由説明書において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

1 本件対象公文書について

本件対象公文書は、特定留置施設に収容中の特定個人が行った3件の審査の申請に対し、実施機関が裁決書の決裁用に作成したものであり、文中に審査請求人が求める「質問に対する回答と説明」の内容が記載されている。

2 本件処分を行った理由について

(1) 申立人の氏名及び年齢

特定個人の氏名、年齢に関する情報が記載されているものであり、特定個人を識別することができ、また、特定個人を識別することができないとしても、公開すると、個人の権利利益を害するおそれがあるため条例第6条第1号に該当する。

(2) 留置施設名及び逮捕日に関する情報

特定個人が留置されている留置施設名及び逮捕日、勾留日に関する情報が記載されているものであり、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなる情報で、また、特定の個人を識別することができないとしても、公開すると、個人の権利利益を害するおそれがあるため条例第6条第1号に該当する。

3 裁量的公開の必要性について

審査請求人は、本件公開請求に係る公文書は、条例第8条に基づく、公益上の理由による裁量的公開が相当であるから、本件処分は取り消されるべきであると主張する。

しかし、本件非公開部分を公にすることは、前科等が明らかになる危険性があるなど、逮捕留置者、被疑者、被告人、受刑者等の立場で留置場や刑事施設に収容されたことのある者等の社会復帰や更生保護上の問題となるため、その者の不利益になるおそれが高くなり、非公開とすることにより保護される利益を上回る公益上の必要があるとは認められないことから、条例第8条に基づく裁量的公開を行わなかった処分庁の判断に、裁量権の逸脱又は濫用があるとは認められない。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

1 本件公開請求の趣旨等について

審査請求人の公開請求の趣旨は、刑事収容施設法の規定に基づき提起された審査の申請に対して実施機関が行った特定の裁決に係る裁決書に記載されている「その質問に対する回答

と説明」の内容がわかる公文書の公開を求めるものと認められる。

本件請求に対して実施機関が特定した対象公文書は、当該審査の申請に対し、実施機関が裁決書の決裁用に作成したものであり、当該審査の申請を行った者と留置担当官とのやりとりの記載が含まれている。

2 本件処分に係る具体的な判断について

実施機関は、本件非公開部分は条例第6条第1号に規定する非公開情報に該当すると説明する一方、審査請求人からは条例第6条第1号該当性を否定する主張はなされておらず、条例第8条に基づき公益上の理由による裁量的公開を求めているものである。

(1) 条例第6条第1号該当性について

本件対象公文書に係る実施機関の判断の妥当性については当審査会において過去に答申している（平成23年9月28日付け答申第99号）ところであり、その後、特段の事情の変更等は認められないうえ、本件審査請求において審査請求人からも同号該当性を否定する主張はなされていない。よって、本件非公開部分が条例第6条第1号に該当することについては回答申における判断を引用することとする。

(2) 審査請求人の主張について

審査請求人は、本件対象公文書は警察の不祥事を暴くための重要な文書であり、「虚偽公文書作成」の罪で岐阜地方検察庁に告訴する際の証拠書類なので「公益上」の理由があることは明白であり、条例第8条に基づく、公益上の理由による裁量的公開が相当であると主張している。

同条は、公開請求に係る公文書に非公開情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認められるときは、条例第6条第2号の法令秘情報を除き、実施機関の裁量で当該公文書を公開することができる規定である。

しかし、上記(1)のとおり本件非公開部分は条例第6条第1号の個人情報に該当するものであり、本件非公開部分を公開することに、これを非公開とすることにより保護される利益を上回る公益上の必要性があるとは認められないことから、条例第8条に基づき裁量的公開を行わなかった実施機関の判断に裁量権の逸脱又は濫用があるとは認められない。

3 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審査を行った。

	審 査 の 経 過
平成23年11月14日	・ 諮問庁から諮問を受けた。
平成23年12月 8 日	・ 諮問庁から公開決定等理由説明書を受領した。
平成23年12月12日	・ 審査請求人から公開決定等理由説明書を送付した。
平成24年 1 月26日 (第104回審査会)	・ 諮問事案の審議を行った。
平成24年 3 月 1 日 (第105回審査会)	・ 諮問事案の審議を行った。
平成24年 4 月18日 (第106回審査会)	・ 諮問事案の審議を行った。

(参考) 岐阜県情報公開審査会委員

役 職 名	氏 名	職 業 等	備 考
	栗津 明博	朝日大学法学部教授	
	石川 晴代	岐阜県商工会女性部連合会副会長	
	加藤 千鶴	弁護士	
	桑原 一男	行政書士	
会 長	森川 幸江	弁護士	

(五十音順)